

令和3年度
学 校 経 営 方 針

令和3年4月
あきる野市立秋多中学校
校 長 川 杉 稔

I 東京都教育委員会の教育目標

1 東京都教育委員会の教育目標

教育は、常に、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成を期して、行われなければならない。

同時に、教育は、社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が、重要になっている。

東京都教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、区市町村教育委員会と連携して、積極的に教育行政を推進していく。

東京都教育委員会は、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願う

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての都民が教育に参加することを目指していく。

(平成13年1月11日東京都教育委員会決定)

2 東京都教育委員会の基本方針

- 【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】
- 【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸張】
- 【基本方針3 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実】
- 【基本方針4 「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進】

II あきる野市教育委員会の教育目標

人が育ち 人が輝く あきる野の教育

1 あきる野市教育委員会の基本方針

- 【基本方針1 人権尊重と社会貢献の精神を育む教育の推進】

すべての市民が、自他の人権について理解を深め、責任を自覚し、協力し合い、ルールを守り、安心して社会生活を送れるよう、人権尊重と社会貢献の精神を育成する教育を推進する。

- 【基本方針2 豊かな人間性と創造性を育み、未来をひらく学力を伸ばす教育の推進】

子どもたちが、国際社会に生き、社会の変化に主体的に対応していくために、基本的な学力

の定着及び向上を図り、個性と創造性を伸ばす教育を推進する。

【基本方針3 生涯学習の推進と文化、スポーツ・レクリエーションの振興】

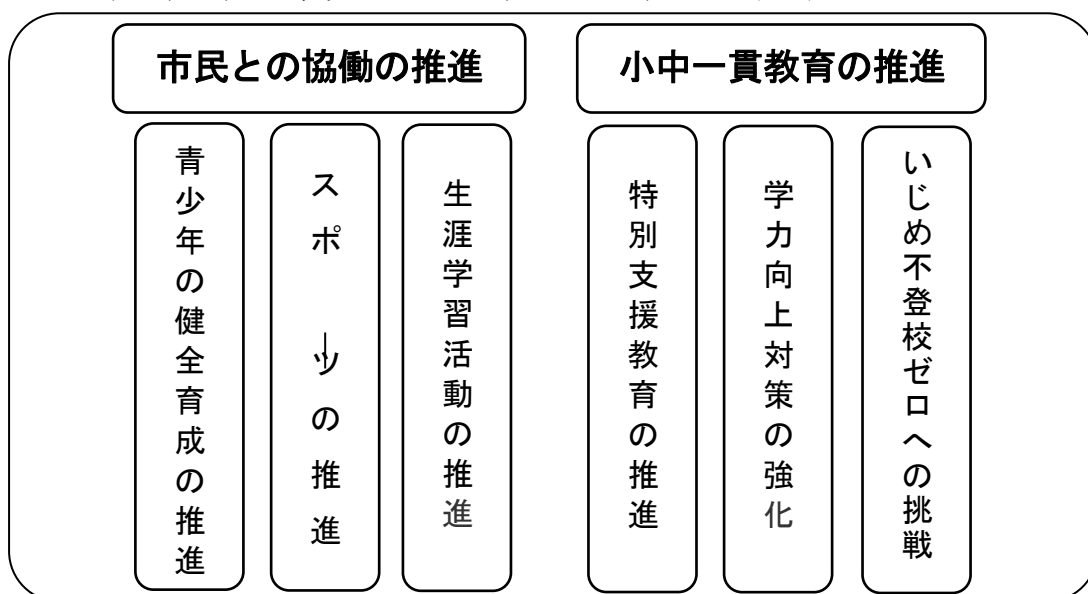
すべての市民が生涯を通じて自ら学び、文化やスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、環境整備を行い、市民との協働による学習・文化活動を推進する。

【基本方針4 家庭、学校、地域の連携・協力の強化】

子どもたちが、乳幼児期から、豊かな体験を通して健やかに成長できるよう、家庭教育や地域活動を支援するとともに、教育を取り巻く様々な課題の解決に向け、家庭、学校、地域がそれぞれの役割と責任の下に、相互に連携・協力できる体制づくりを推進する。

2 あきる野市教育委員会重点施策（平成26年度～33（令和3）年度）

22の基本施策の中から、次の6つの施策を重点施策として取り組む



Ⅲ 令和3年度学校経営方針

1 秋多中学校の教育目標

いのちの尊さを深く自覚し、たくましく生き、進んで社会の発展につくす人を目指して

- 自ら学び考えよう
- 豊かな心をもとう
- たくましい体をつくろう

2 教育目標達成のために

- (1) 秋多中学校の経営方針と教育課程に基づいて、全ての教育活動を実践する。
- (2) 教育目標の達成は、生徒・保護者・地域に対する責任と全教職共通の願いである。
- (3) 各学年・学級・各教科は目標達成の具体的な実践の場であり、授業・学年・学級経営の充実を図る。
- (4) 目標達成には全教職員の豊かな人間性・社会性・協働体制を整え、一体となってあたる。

- (5) 目標達成の過程では、組織としての実践を重視して学校の活性化を図る。

3 目指す学校像

夢が抱ける学校—いのちの尊さを学び、主体的・対話的に深く考えて行動する生徒の育成—
＜夢が抱ける学校を目指し＞

- 生徒一人一人を受け止め、良さを発見していく
- 安全で安心できる学校を目指していく
- 地域に開かれた学校を目指していく
- 生徒・教職員にとって、明るい「夢が抱ける学校」を目指していく
- 「伝統と創造」を重んじ、専門性を生かして生徒を育成していく

4 目指す生徒像

いつでもどこでも通用する考え方・身の処し方ができる生徒

- 将来に大きな夢を抱き、実現に向けた努力を積み重ねる生徒
- まじめさや正義を大切にするとともに、正しい判断ができる生徒
- 友だちと喜び・悲しみ・苦しみを共有することで支え合い、自他共に大切にする生徒
- 授業、行事、生徒会活動、部活動に積極的に取り組む生徒

5 目指す教職員像

いつでもどこでも通用する教師

- まず、社会人・集団の一員としての常識と良識を持ち、当たり前行動をとること
——— これがなくては、生徒指導ができない
- さらに、公務員としての自覚を持ち、法令に則って職務に専念すること
——— 行政の出先機関の性格を併せ持つ公立学校に勤務している意識を常に強く持ち、社会の変化にも機敏に対応すること
- その上で、教育に関して強い使命感と高い識見を持ち、指導技術に長けたプロフェッショナルリティを持つこと
——— これがなければ給料を得ることは本来的にはできない

IV 指導の重点

- 1 学力の向上
- 2 いじめ・不登校ゼロへの挑戦
- 3 特別支援教育の充実
- 4 避難安全意識の向上と健全育成
- 5 感染症拡大防止意識の維持、生涯学習の推進とスポーツの推進

<指導の方策>

(1) 学力の向上

<学ぶ場>

生徒が「夢が抱ける学校」を目指す。そのために基礎的・基本的な学力の定着を図る。
「教育環境を整備した」授業実践～一人一人が主体的・対話的で深く学べる授業～

<学力の定着を図る>

○学習指導要領の趣旨に基づく指導

- ・教科における学習指導は、基礎的・基本的な知識・技能を「主体的・対話的に深く学ばせ」、「活用できるよう」に指導していく。
- ・生徒が自己の設定した課題に対する「探求」への道筋を付けることができることを目指していく。

○教育課程における年間指導計画に則った授業時数の実践

○見通しある展開

- ・授業（学習）目標の提示、板書方法の工夫、授業の流れの図示等、適切な方法で示す。
（生徒が見通しをもって学習できるようにする。）

○ICT機器・視覚教材・具体物等の活用

- ・指導方法を工夫改善し、授業への興味・関心・意欲をもたせる。

○補充的な学習の時間（朝学習含）

- ・補充学習のための教材作成と活用、授業時間での前時の復習・振り返りテスト等、繰り返し学習を取り入れ、基礎的・基本的な学力を定着させる。
- ・個の定着状況や進度に対応するための工夫改善を図る。

○あきる野市授業スタンダード、学力向上・学習状況改善計画の活用

○あきる野市「学力ジャンプアップ事業（全教科）」の推進

- ・時間講師による補習授業等
- ・時間講師を生かした少人数指導等

① 授業規律の確立

- ・教員の共通理解のもと、全ての教科、道徳、総合的な学習の時間等、学習を受けるための基本的な姿勢・態度・習慣を身につけさせる。

② 教科指導～「主体的・対話的で深い学び」の要素を意識した授業実践と評価～

- ・「主体的・対話的で深い学び」の要素を意識した各教科の年間授業計画を作成し、実践する。
- ・生徒が主体的に学び、対話的に学び、深く学ぼうとする要素を授業時間内に取り入れ、習得した知識・技能を活用できる機会や場を設定し、評価する。
- ・発展的な教材も整え、意図的・計画的に学習する機会や場を設定し、評価する。

③ 「特別な教科 道徳」の実践

- ・年間指導計画に則り、「特別な教科 道徳」の授業を実施する。各教科、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動においても道徳的心情をはぐくむことを意図した「主体的・対話的で深い学び」を意識した展開を推進する。
- ・道徳の教科書を使用し、道徳的な心情や態度を身に付けさせ、評価する。本校の教育活動の要である「いのちの教育」の推進についても重点的・積極的に学んでいくものとする。

④ 研修・授業改善

- ・授業改善を行うために自己の資質向上を図る。・「研究と修養」に励む
- ・外部研修等への積極的参加を心がける。
- ・小中一貫教育を生かし、小学校職員と互いに連携し生徒の学習習得状況等を把握し指導方法を工夫改善していく。

(2) いじめ・不登校ゼロへの挑戦

—常にアンテナを高く 共通理解・共通実践—

- 1 未然防止；いじめを生まない、許さない学級、学年、学校づくり
- 2 早期発見；いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり
- 3 早期対策；いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり
- 4 重大事故への対応；問題を明らかにし、繰り返さない学校づくり

- ① 軽微ないじめも見逃さない—教員の鋭敏な感覚により、いじめを認知する—
 - ・あきる野市が掲げる「いじめ撲滅三原則」や「いじめ・不登校ゼロへの挑戦」というスローガンを教員自らが理解し実践するとともに、生徒へ適時適切に働きかけ意識の向上を行う。
- ② 相談しやすい環境づくりをし、生徒を守る—いじめ・暴力・不登校のない学校づくり—
 - ・学校の教育相談体制を充実させ、いじめや暴力・不登校のない学校をつくるために、日常のきめ細やかな観察を通しての早期発見とスクールカウンセラーや関係諸機関、保護者・地域とも連携した早期対応を心がける。
- ③ 「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応—担任1人で抱え込まない—
 - ・いじめ対応・不登校対応・生活指導においては共通の指導理念に基づき一人で抱えることなく、「学校いじめ対策委員会」で検討し、学校一丸となって組織対応する
 - ・法に触れる行為、いじめや暴力に対しては、毅然とした組織対応をする。
- ④ 子供たち自身が、考え行動できるようにする—いじめ問題の解決に向け、主体的・対話的に行動できる生徒を育成する—
 - ・「いのちの碑」を題材に命の尊さを学ばせ、考えて行動させる。あらゆる機会を活用し、生徒が自ら考え、判断し、学び、いじめをしない適切な行動ができる資質や能力の育成を目指す。
 - ・学校行事、学年行事、学級活動に可能な限り生徒の自主的な活動の場や機会を設定し、生徒一人一人が成就感・達成感を味わえるようにする。
- ⑤ 保護者の理解と協力を得て、いじめ解決を図る—保護者との信頼関係に基づく対応—
 - ・いじめは、どの生徒にも起こりうる。被害・加害双方の保護者に対して信頼関係を日頃から築きあげるとともに、「学校いじめ対策委員会」組織として対応することを伝え、理解してもらい、組織対応する。
- ⑥ 社会全体の力を結集し、いじめ問題に対応する—地域、関係機関等との連携—
 - ・いじめ・不登校・特別な支援が必要な生徒・非行等の生活指導上の課題を解決するために、警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、適応指導教室、教育相談室、民生委員・児童委員、PTA、SSW等と適切に連携する。
- ⑦ 小中連携
 - ・小中一貫教育校区小学校と適切に連携を図り、生徒理解・生徒指導に生かす。
- ⑧ 生徒会活動
 - ・生徒会活動の中に「いじめ撲滅」を呼びかける活動を取り入れ、いじめのない学校を目指す。
- ⑨ アンケートの適切な活用
 - ・いじめに関するアンケートを適切に活用し、早期発見・早期対応する。

(3) 特別支援教育の充実

コミュニケーション能力を高め、仲間を得る場としての学校づくり

学校は、知識を学ぶ場、生きる力を培う場ではあるが、その基盤となるのは、一緒に学校生活を送る仲間と、教職員、保護者、地域等とのかかわりである。

人とのかかわりをより良いものとするために、生徒一人一人のコミュニケーション能力を高め、人とかかわる場を意図的・計画的に設定し、仲間と学び合い高め合う教育活動を推進する

生きる力を培う場としての学校づくり

生徒一人一人の自己実現が図られるために、「生きる力を培う場づくり」を推進し、日々の教育活動を幅広く豊かなものにしていく。そのために、各教科や総合的な学習の時間はもちろん、道徳や特別活動、学校行事・部活動の充実を図り、教育委員会や保護者・地域と連携した教育活動を推進する。

特別支援教室（情緒）の取組

特別支援教室の教育目標

- 1 自己理解を深め、個性を育む
- 2 情緒の安定を図り、豊かな対人関係を育む
- 3 学習方法を改善し、積極的に物事に取り組む力を育む
- 4 考え方や社会性を伸ばし、自分の行動を自分で決定する力を育む

中学校生活での学業不振・二次的困難

中学校での学習は、内容が多くなり、読む、書く、聞くという活動も小学校に比べて非常に多くなる。言葉による指示や学習量が多くなり、読んだり、書いたり、聞いたりすることが得意でない生徒にとっては、戸惑う場面や学習の進度に追いつかなくなることが予想される。また、学年が進行するにつれて、学業不振だけでなく、不登校やいじめといった二次的な困難を生じる可能性もある。

＜入級までの流れ＞

各学年・担任から○特別支援教室 ○適応指導教室候補者

校内支援委員会の検討（管理職、特別支援教室教員、SC、養護教諭等）

あきる野市教育委員会「特別支援教室入室判定委員会による入室判定」

判定委員会 5月中旬、6月中旬、7月中旬、9月中旬、10月中旬
11月中旬、12月上旬、1月下旬、2月下旬、3月

特別支援教室指導の必要性がある生徒（対象の生徒）

あきる野市内の公立中学校に在籍する生徒で、発達のアンバランスが原因で、次のような状態の生徒が該当する。

- ※ 通常学級での学習形態だけでは、学習が難しく、定着しにくい生徒。
- ※ 聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の力を習得することが難しい生徒。
- ※ 行動の自己コントロールが苦手、対人関係や集団への適応が難しい生徒。

特別支援教室指導

秋多中・東中・御堂中学校へ本校特別支援教室教員が週各2回巡回指導する

＜令和3年度 巡回指導体制・時間割等に基づき、巡回による指導をする＞

- ・ 落ち着いた環境の中で、精神的安定を図り、持っている力を引き出し、自信が持てるように指導していく。
- ・ 生徒一人一人の状態に応じて個別指導計画を作成し、課題に応じて個別指導及び小集団での指導を行う。
- ・ 特別支援教室の生徒同士が人間関係を深め、社会性を育むためのコミュニケーション学習を行う。

(4) 避難安全意識の向上と健全育成

避難安全意識の向上

・台風19号、集中豪雨等、非常災害時の教訓を生かし、避難安全意識の向上を図る。

- ① 避難安全意識の向上
 - ・生徒、教職員の危機管理能力・対応力を高め、安全指導、避難訓練を適切に実施する。
 - ・緊急時災害時に役立つ能力を身に付けさせるための「救命講習」を受講させる。
- ② 地域との危機管理体制の充実
 - ・学校側から副校長が出席し、地域防災担当者等と連携を深め、学校の危機管理体制を充実させる。
- ③ あきる野市総合防災訓練の活用

健全育成

- ① 基本的な生活習慣の定着—生活指導・進路指導・特別活動の充実—
 - ・あいさつ、礼儀作法、言葉遣いなど適切な対応ができるよう生徒の育成を目指し、規律正しい生活習慣の定着を図る。
 - ・正しい身なり・服装、頭髮、時間の厳守などの習慣化を図る。
- ② 3年間を見通した生活指導・進路指導
 - ・進学指導に偏らず、3年間を見通した体系的な進路指導計画により、生徒・保護者の願いを受け止めた進路指導をする。
 - ・決定事項に対しては、自己の価値観等との相違にかかわらず、全力を挙げて内容達成に向けて取り組む。
- ③ 学年・学級経営、学級活動の充実
 - ・生徒一人一人が所属集団における役割をもち、個々の違いを認め、お互いを高め合い、それぞれの良さを共有できる学年・学級経営を推進する。
 - ・全職員が、特別支援教育の観点に基づいた適切な掲示物の掲示や清掃活動の徹底など、生徒一人一人が心地よく生活できる学級環境の整備に努める。
 - ・学級活動は、学校行事や生徒会活動との関連を図りつつ、各学級の生徒の状況に応じた特色ある学級づくりを行う。
- ④ 部活動 あきる野市教育委員会「部活動のガイドライン」に則って行う。
 - ・生徒の活躍の場を可能な限り開設し、全教職員で活動を支援する。
 - ・生徒の主体性を大切にし、学校教育活動の一環として教育課程との関連を図り、深い学びのある豊かな人間性を育成することを目指していく。
 - ・目標達成に励むと共に、原則的として週（月～金）に1日は完全休養日を設ける。土・日曜日は、どちらかを完全休養日とする。（大会前等、必要に応じ土日の練習、試合などの活動をする場合、別の日に休養日を設ける。）各部の練習計画の基、練習内容、練習時間を精選し、活動する。
東京都部活動ガイドライン、あきる野市部活動ガイドラインに則って行い、必ず当該部活動の保護者の承諾を得て、連携を図った上で行う。日常の部活動最終下校時間を夏季18：30、冬季18：00とし、生徒の健康、安全に配慮する。
 - ・生徒と顧問の心身の健康管理に努め、生徒と家族、顧問と家族の精神的・時間的安らぎの場を確保する。
 - ・部活動の運営を潤滑にするために各部で「部活動保護者会」等を設置し、活動への支援や理解を図る。
 - ・部活動指導員の導入は、あきる野市教育委員会「中学校部活動指導員設置要項」に基づいて行う。
- ⑤ 生きる力の育成
 - ・特別活動や総合的な学習の時間において、体験活動やゲストティーチャー等による授業の実施など、日常の学校生活とは違う触れ合いを得る場や機会を設定し、自分の生き方を考えるようにさせる。
- ⑥ 生徒会活動
 - ・生徒自らがより良い学校生活をおくれるような場や機会を設定するとともに、校区小学校児童会との連携を視野に入れた活動も実施していく。

(5) 感染症拡大防止意識の維持、生涯学習の推進とスポーツの推進

新型コロナウイルス等の感染症拡大防止に努める（令和2年度の教訓を生かす）

- ① 校長は、令和2年度の教訓を生かし、市教委、保健所より強固な決断を早期に行うこと。
- ② 校長は、最新の情報、職員からの必要な情報をキャッチし、感染拡大防止に最善を尽くす。
- ③ 万が一感染した場合には、速やかに関係職員と連携し、全職員に指示を出し、市教委、保健所、家庭に、報告を徹底し、適切に対応する。その場合も①②が必要不可欠である。

生涯スポーツの推進

- ① スポーツへの関心・体力の向上、日本伝統文化の継承、国際文化理解
生徒の生涯スポーツへの意識向上に努め、体力の向上、体育スポーツへの意欲・関心を高める。
- ② 学校における保健体育の授業を通じ、運動が苦手な場合にも、生涯にわたって取り組んでいける体育
スポーツの取組について学んでいく。

オリンピック・パラリンピック競技大会への関心

- ① 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催まで3か月。
聖火リレーの応援など、気運を維持していく。
- ② オリンピックに関係するボランティア活動、マールボロウ国際姉妹都市交流を生かし、障害者理解、国際感覚を深めていく。